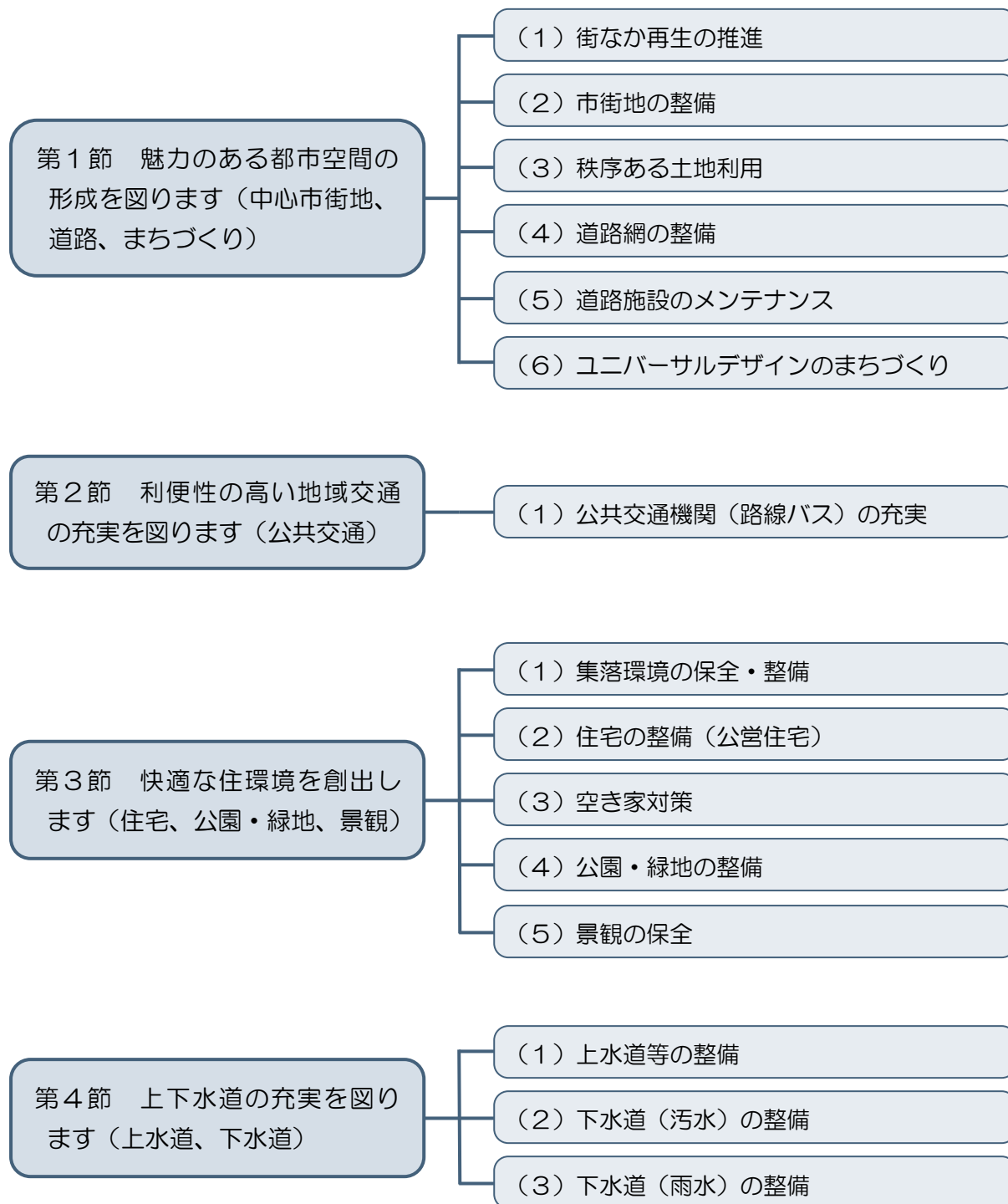


第4章 都市基盤（歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり）

■体系図

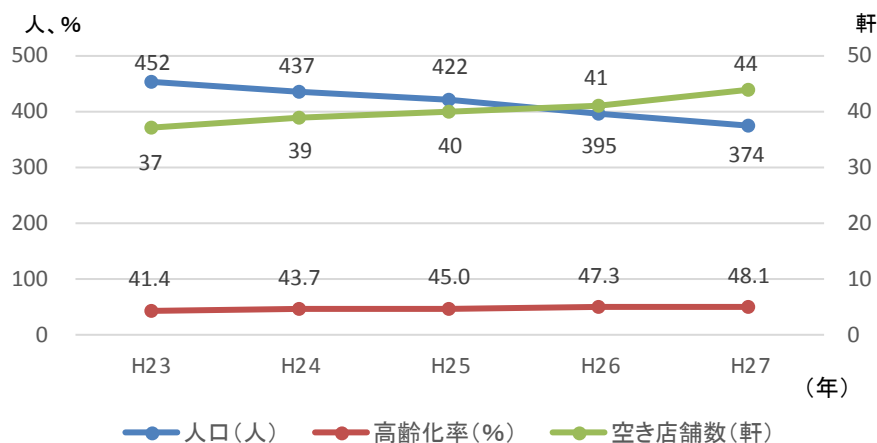


第1節 魅力のある都市空間の形成を図ります（中心市街地、道路、まちづくり）

● 現状と課題

- ◆ 平成10年度から土地区画整理事業を基盤とした街なか再生事業を推進していますが、詳細な実施計画、区画整理事業の合意形成などに時間を要し、その間にも都市の郊外化、商店主の高齢化・後継者不足、区域内人口の減少・高齢化等が進行し、活性化が思うように進んでいない状況です。このような状況の中で、平成26年度にグリーンベル21を市が取得し、市庁舎、市民活動施設及び商業・業務施設として整備することとしました。
- ◆ 土地区画整理事業は、平成17年度から仮換地指定を行い、仮換地先への移転を進めています。現在、仮換地指定率は46.3%となっていますが、建物移転補償に係る事業費が多大であり、また、建物を順番に移転させる必要があることから事業が長期化しており、公共施設整備も思うように進んでいない状況です。
- ◆ 都市の現況の変化、産業等の動向により地域の実情に合わせた新たな用途地域等の指定、変更等、あるべき土地利用の誘導を図っています。無秩序な民間開発事業を防止するため、一定の基準を定めて規制を行い、開発事業の適切な施行と良好な生活環境の確保を図るとともに、用途地域の見直し（追加）及び平成17年2月13日合併により拡大した市域を含め、都市計画区域の再編（拡大）を検討する必要があります。
- ◆ 建築基準法による道路後退が遵守されず狭あい道路が存在しています。建物の延焼防止、避難、緊急車両の進入路確保のために、狭あい道路の拡幅、違反建築物の撲滅が求められています。
- ◆ 本市の幹線道路をはじめとする主要な道路インフラは、高度経済成長期に建設されたものが多くを占めています。これらの施設については、経年変化による劣化や損傷が進行しつつある状況です。このため、安心・安全な道路インフラを将来にわたり継続的に提供していくための道路インフラの老朽化対策が重要課題となっています。
- ◆ 都市計画道路3・3・1環状線外1線（延長1,320m）を事業実施中ですが、用地交渉の難航のほか、市財政の悪化、国補助金の削減等により事業が長期化しています。
- ◆ 既存の公共施設においては、障害のある人や高齢者をはじめとする全ての人に配慮した施設であるとは言えない状況であり、人にやさしい環境を整備する必要があります。

■ 中心市街地の状況（上之町・中町・下之町）



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市中心市街地活性化基本計画	H10～H36	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、地域の振興及び秩序ある整備を図り、市民生活の向上及び市民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
中心市街地地区土地区画整理事業	H10～H36	円滑な交通処理、宅地の利用増進を図るべく、国道 120 号を中心とした公共施設の整備改善と土地の有効利用、商業、居住等の都市機能の充実、再生を図ることにより、「沼田市の顔」にふさわしい姿に再構築することを目的とする。
沼田都市計画マスタープラン策定事業	H 29～H33	平成 27 年に改訂された群馬県都市計画区域マスタープランとの整合性を図るため、また人口減少と超高齢化が同時に進行するなどの社会情勢の変化に合わせるため、平成 21 年度に策定した沼田都市計画マスタープランの改訂を行う。
都市計画道路 3・3・1 環状線事業	H10～H31	都市活動における機動性の確保と市街地の交通渋滞の緩和や災害時の避難路として、また都市基盤整備と沿線の土地利用における有効活用の促進を目的とする。
都市計画区域等見直し事業	H29～H 33	都市の現況の変化、産業等の動向による地域の実情に合わせるため、また沼田都市計画マスタープラン等上位計画との整合性を図るため、都市計画区域等の見直しを行う。
沼田市狭あい道路整備事業	H20～	狭あい道路を拡幅整備することで、安全で良好な住環境の向上を図り、住み良いまちづくりに寄与する。
道路施設の点検・メンテナンス	H25～	改正道路法に基づく道路施設点検を継続的に行い、長寿命化修繕計画に基づく修繕・補修を実施する。
グリーンベル 2 1 活用基本構想	H27～H31	グリーンベル 2 1（テラス沼田）を市民共有の財産として有効活用を図り、複合施設として再生するため、市庁舎をはじめ、公共施設等を集約するとともに、多様な世代や様々な活動を支援する市民活動施設の整備、商業など民間サービスを提供する場として活用する。

● 基本施策

（１）街なか再生の推進

- ・街なか再生のため、活性化事業推進関連補助、土地区画整理事業特別制度融資などの事業を推進します。
- ・にぎわいの核整備事業や空き店舗活用事業などを推進します。
- ・商業施設として整備されたグリーンベル 2 1 を複合施設（テラス沼田）として再生し、市民サービスの向上とにぎわいの創出に努めます。

（２）市街地の整備

- ・中心市街地土地区画整理事業により市街地の整備を推進します。

(3) 秩序ある土地利用

- ・秩序ある土地利用のため、沼田都市計画マスタープランを見直し、その推進を図ります。
- ・都市計画区域等見直しのため、基礎調査を行うとともに、見直し事業を実施します。

(4) 道路網の整備

- ・市街地と市内各地域を結ぶ道路網の整備を進め、円滑な交通を確保します。
- ・市民生活に最も身近な生活道路について、地域の実情に配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、通学路などにおける歩道整備や街路灯の設置による、安全で快適な生活道路の整備を推進します。
- ・建築基準法第42条第2項道路の後退用地やすみ切り用地の寄付を受け、狭あい道路の拡幅を促進します。
- ・道路台帳、占用物件、法定外公共物、境界確定等のデジタル化により道路管理情報の一元化を進めます。
- ・都市を支える道路ネットワークを形成し交通連絡性の強化を図ります。

(5) 道路施設のメンテナンス

- ・道路施設の損傷や老朽化の現状を把握するため、法令に基づく道路施設の定期点検（橋梁、トンネル等）を継続的に実施するとともに、長寿命化修繕計画（橋梁、トンネル等）を策定し、持続的なメンテナンスサイクルを構築し、計画的な修繕や補修工事を進めることによって、道路施設の長期的な安全性、健全性の維持・確保に努めます。

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・既存施設の改修の際は、可能な限り高齢者、障害のある人等の移動等円滑化基準に適合させ、バリアフリー化の実現に努めます。また、新たな施設の建設の際はユニバーサルデザインによる施設整備を進めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
整備計画道路の整備率	9.3%	30.6%	整備済み道路延長÷整備計画道路延長
3・3・1環状線供用率	61.8%	67.2%	供用済延長/7,680m
都市計画マスタープラン	2,252ha	2,252ha	
都市計画区域等見直し	2,252ha	2,252ha	
狭あい道路の拡幅長さ	2,897m	5,000m	拡幅長さ/目標拡幅長さ 拡幅長さは道路の片側が拡幅されたもの
道路施設定期点検数、補修箇所数	【点検】 橋梁：77橋済/313橋 トリソ：1坑/5坑 【補修】 橋梁：2橋/313橋 トリソ：0坑/5坑	【点検】 橋梁：313橋/313橋 トリソ：5坑/5坑 【補修】 橋梁：10橋/313橋 トリソ：5坑/5坑 シェッド：1基/1基	

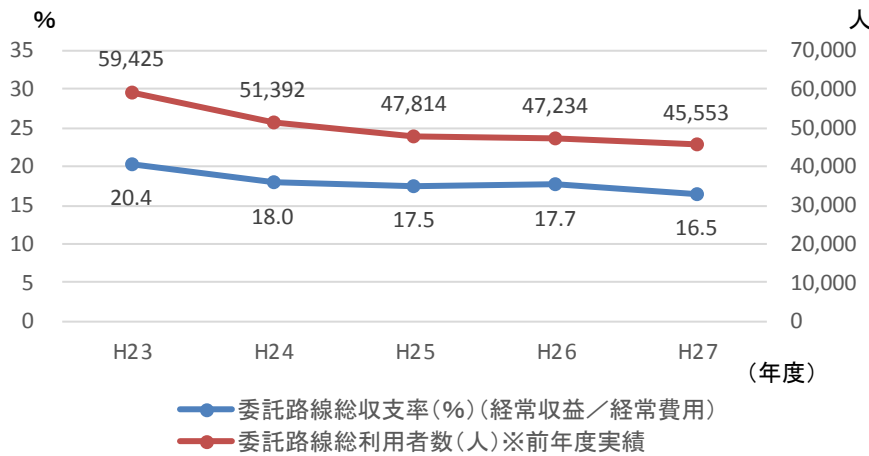
第2節 利便性の高い地域交通の充実を図ります（公共交通）

● 現状と課題

◆ 路線バスの効率的な運行について検討しています。

路線バス10路線を委託運行しており、国や県の補助、過疎対策事業債などを活用し、運行事業費の縮減を図っています。また、高速バスアップル号や川場循環線、昭和循環線に対し運行費の一部を負担するなど公共交通の充実を図っています。バス利用者の減少は今後も続くと思われませんが、高齢者をはじめとする交通弱者にとって路線バスは欠かせない公共交通機関であり、これら交通弱者への対策を踏まえながら、中長期的な視野に立ち、路線バスの維持に努める必要があります。

■ 路線バスの委託運行状況



● 基本施策

(1) 公共交通機関（路線バス）の充実

- ・ 高齢社会への対応を踏まえ、公共交通サービスの充実に向けて、バス路線の維持に努めます。
- ・ 利根沼田を生活圏として捉え、近隣町村と連携し広域路線の維持に努めます。
- ・ 前橋と沼田を結ぶ広域生活路線である高速バスアップル号の運行を支援します。
- ・ 路線バス利用者の利便の増進や本市の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の設置を検討するとともに、都市計画とも連携しつつ、市民が利用しやすく持続可能な公共交通について総合的に検討します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
委託路線収支率	16.5%	18.0%	収支率（経常収益／経常費用）
バス委託路線利用者数	45,553 人	50,000 人	
利用者一人当たりの経費	1,215 円	1,100 円	利用者一人当たりの経費（委託路線運行事業費／利用者数）

第3節 快適な住環境を創出します（住宅、公園・緑地、景観）

● 現状と課題

- ◆ 農村集落などの集落地域では、良好な景観を有しているものの生活環境面での整備が遅れている地域もあります。計画的な施策展開を図り、住民参加により集落地域を活性化していくことが求められています。
- ◆ 市営住宅全ての団地において老朽化が進み、最後に建築した団地においても既に約20年が経過しています。このうち特に老朽化した7団地については、すでに募集を停止しています。今後ますます老朽化が進み修繕や建替え等が必要な団地が増え、早急な対応が必要となっていますが、居住者の移転問題や建替え等には、多大な経費が見込まれます。
- ◆ 人口減少や所有者の高齢化等に伴い、空き家が増えつつあります。市街地においては、特に老朽化した空き家が危険な状態となっており、対策が必要となっています。
- ◆ 都市公園16公園、その他公園12か所、総面積29.8haの維持管理を行っています。整備の状況は、緑の基本計画の目標である都市計画区域内市民1人当たり公園面積10.06㎡/人に対し、7.8㎡/人ととどまっています。目標である1人当たり公園面積には達していませんが、既存公園も老朽化が進んでおり、将来的に維持管理、施設の更新に多大の経費が見込まれることから、新規公園整備は、維持管理を含めた検討が必要です。また、市民の憩いと安らぎの場として老朽化対策やバリアフリー化を計画的に実施する必要があります。
- ◆ 沼田公園の整備については、歴史的要素をふまえた総合公園として文化財施設や観光資源の活用を視野に入れた検討が必要です。
- ◆ 白沢村及び利根村との合併により、全市的な景観計画の策定をはじめ、景観形成に向けた検討を行うとともに、県の「はばたけ群馬 県土整備プラン」において、県内35市町村すべてを景観行政団体とするとしていることから、景観法による景観行政団体や景観条例等の制定について引き続き検討する必要があります。
- ◆ 市内の景観美化を図るとともに市民の自助・共助の意識を高めるため、花いっぱい運動を推進し、花苗の配布、実践団体の支援を行っています。市街地においては、植栽可能な公有地が限られており、植栽場所の拡大が難しくなっています。一方、類似事業を庁内複数課で実施しているため、市として統一的な取組としていく必要があります。

また、住宅の生け垣設置や地域住民による道路沿線等の花壇整備の活動に対し補助金を交付し、都市緑化の推進に対する支援を行っていますが、活動団体の固定化が進んでおり、その拡充が課題となっています。



沼田公園

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市住宅マスタープラン	H22～H31	近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、住生活の安定の確保及び向上や促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
沼田市市営住宅長寿命化計画	H22～H31	安全で快適な住宅を長期にわたって安定的に確保するため、修繕、改善、建替えなどの方法を定め、長期的な維持管理を実現する。また、修繕・改善の計画を定め長寿命化によるコストの削減と事業量の平準化等を図る。
緑の基本計画	H13～H30	豊かな森林と歴史が物語る緑の文化を育むまちづくりを進める。
沼田市景観計画	H29～H33	現にある恵まれた自然環境などを活かした景観を保全し、新たな景観を創出するなど、良好な景観形成を図る。
空き家等対策計画	H29～H38	空き家対策について総合的かつ計画的に実施していく。

● 基本施策

（１）集落環境の保全・整備

- ・農村集落などの地域が自立していくために、持てる資源（森林・観光・農地など）を活用したハード面・ソフト面の支援を推進します。

（２）住宅の整備（公営住宅）

- ・老朽化した市営住宅の解体を進めることにより、団地統合や用途廃止を行い、建替えを実施し適切な管理を推進します。

（３）空き家対策

- ・関係部署と連携し、空き家対策を進めます。

（４）公園・緑地の整備

- ・公園・緑地の整備、施設の更新を行い、快適な住環境を創出します。
- ・沼田城遺跡発掘調査に基づき、沼田公園を歴史的要素をふまえた総合公園として整備します。

（５）景観の保全

- ・美しい景観の形成のため、市民緑化の推進と花いっぱい運動の推進を図ります。
- ・日本有数の河岸段丘をはじめ、豊かな自然や歴史的な景観の保全を推進します。
- ・景観法による景観行政団体や景観条例等の制定について検討します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
市営住宅管理戸数	400 戸	383 戸	
市民 1 人当たり公園面積	7.8 m ²	8.3 m ²	都市公園面積÷都市計画区域内人口

第4節 上下水道の充実を図ります（上水道、下水道）

● 現状と課題

◆ 本市の上水道は、大正14年に給水を開始し、順次拡張事業を行い現在に至っています。また、上水道区域外においても簡易水道等を整備し水道水の安定供給に努めています。上水道・簡易水道事業とともに経年による施設老朽化対策が急務であり、水需要に合わせた計画的な整備を必要としています。

また、簡易水道の上水道への統合を図り効率的な経営体制の確立が必要です。

水源確保については、現状及び将来の水需要をふまえた安定した水源を確保する必要があります。

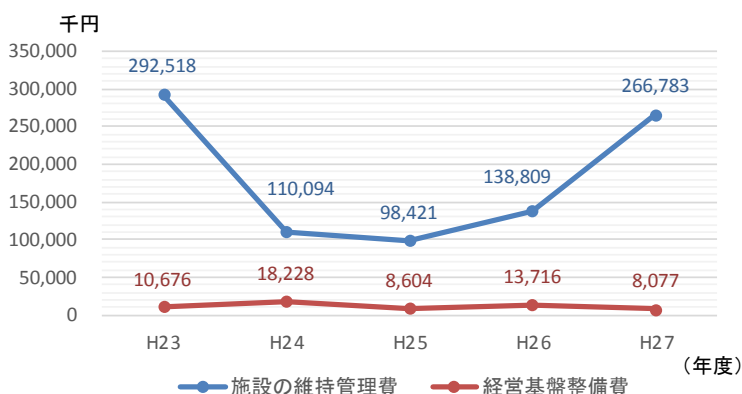
施設の維持管理については、上水道区域の浄水施設は稼働後30年以上経過しており、計画的な施設改修が必要です。また、上水道、簡易水道共に老朽管等が埋設されている場所があり、耐震管へ布設替えることが急務となっています。

経営の安定化や水道水の安定供給を行うため、施設の改修・更新や漏水調査の実施等により有収率の向上を図る必要があります。

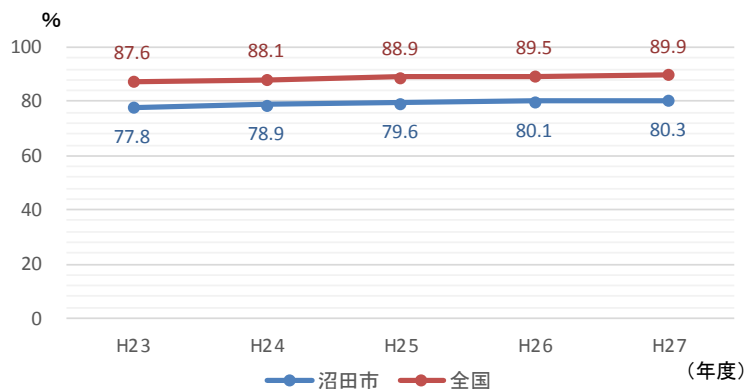
平成29年度から県営水利施設事業（沼田平地区）が開始となり、導水施設の長寿命化が図られ上水道経営基盤の強化が期待されています。また、給水人口の減少や施設改修費等経営面の向上が見込めない中、簡易水道を統合し経営の安定化等を図る必要がありますが、各簡易水道の歴史的経過や地域特性など課題が多く進捗が困難な状況です。

◆ 本市の流域関連公共下水道は、昭和53年に当初の事業認可を受けて事業を着手し、現在、事業計画区域を汚水826ha、雨水657haとして事業を進めています。また、白沢町・利根町においては、特定環境保全公共下水道による整備を平成12年度及び13年度から実施しています。このほか、農業集落排水事業として奈良・秋塚・上久屋（旧沼田）、平出・尾合（白沢町）、輪組・輪久原・中倉・多那二本松（利根町）の各地区の整備を実施しており、また、これら以外の区域においても、補助金交付による合併処理浄化槽の設置促進を図っています。平成27年度末における各地区の整備状況は、白沢町・利根町の特定環境保全公共下水道事業及び各地区農業集落排水事業は概ね整備完了となっていますが、流域関連公共下水道においては、全体計画1,152haに対し、汚水管整備率は約58%と進捗が遅れており、下水道未普及地区の早期整備が課題です。また、各地区の既存施設は、建設から相当年が経過していることから、これら施設の老朽化対策が課題となっており、施設の長寿命化及び維持修繕費の平準化に向けた修繕計画の確立と、計画的な維持修繕の実践が必要です。一方、雨水整備については、全体計画26排水区のうち、これまでに片品川第一排水区、滝坂川第五排水区等の幹線整備、沼田南部地区の幹線整備を実施しています。しかし、近年では局地的な短時間強雨が多く発生しているため、浸水被害対策が課題であり、財政状況等を考慮した計画的な雨水管渠整備が必要です。

■ 上水道事業計画



■ 沼田市汚水処理人口普及率



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣旨
簡易水道事業認可（三峯簡易水道外市営簡易水道）	S42～	三峯簡易水道事業外市営簡易水道2 1 簡易水道事業における認可であり、水道事業を創設、またはその基礎的な条件を変更する際、適切に水道事業の運営を行うためのものであり水道法第7条の規定による。
浄水施設改修更新事業計画	H15～	沼田市上水道における浄水施設の改修更新計画であり、将来の更新回数を抑制するため、安全性を確保した上で、施設の特性を踏まえた長寿命化更新計画
沼田市水道事業経営変更認可（第五期拡張事業）	S53～	沼田市水道事業（第五期拡張事業）に伴う変更認可申請。市民生活の向上や産業基盤の変遷に伴う拡張事業によるもので、適切に水道事業の運営を行うためのものであり水道法第7条の規定による。
沼田市水質検査計画	毎年度更新	水道事業者は、水質検査計画を策定することが求められおり採水の場所、検査の回数等について明示する必要がある。水源やその周辺の状況等を勘案し、どのように水質検査を実施するかについての計画を策定している。
利根川上流流域下水道（奥利根処理区）関連沼田市公共下水道事業計画、沼田市特定環境保全公共下水道（白沢処理区）事業計画、沼田市特定環境保全公共下水道（利根処理区）事業計画、地域再生計画、群馬県利根川流域別下水道整備総合計画、群馬県汚水処理計画	S53～H32	公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質保全を図る。
利根川上流流域下水道（奥利根処理区）関連沼田市公共下水道事業計画（雨水）	S53～H32	家屋への浸水被害を無くし、市民の安心・安全の確保と生命財産を守る。

● 基本施策

(1) 上水道等の整備

- ・ 上水道区域や簡易水道区域については、浄水施設整備事業、老朽管布設替事業、送配水施設整備事業を実施します。
- ・ 三峯簡易水道、簡易水道、利根北部や南部簡易水道の水源確保のため、水源調査、水源整備工事、周辺整備工事を行います。
- ・ 統合整備事業を行い、簡易水道の上水道事業への統合を進めます。
- ・ 安全な水の確保と供給事業のため、県営水利施設事業（沼田平地区）により、導水施設の整備を実施します。
- ・ 漏水調査事業として漏水調査業務・漏水修繕を行うとともに、水道台帳整備事業として管路台帳・浄水施設台帳整備を行います。

(2) 下水道（汚水）の整備

- ・ 公共下水道について、未整備地区の公共下水道整備を推進します。
- ・ 公共下水道、農業集落排水の整備対象区域外については、合併処理浄化槽設置の際、申請により補助金を交付します。
- ・ 整備済みの公共下水道及び農業集落排水の管渠、処理場、ポンプ場等施設の適切な維持管理に努めます。

(3) 下水道（雨水）の整備

- ・ 雨水排水施設については、浸水被害の多い区域を優先した雨水管渠等の整備を推進します。
- ・ 整備済み施設の適切な維持管理に努めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
水道施設整備事業進捗率	15%	50%	当該年度までの事業費／計画事業費
経営安定に伴う整備事業進捗率	5%	50%	当該年度までの事業費／計画事業費
汚水処理人口普及率	80.1%	87%	汚水処理施設整備人口／沼田市総人口
事業計画幹線整備率（雨水）	26.8%	29%	整備済延長 3,559m／全体計画延長 13,300m（認可区域幹線）